

亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第11号

亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例

亀山市運動施設等条例（平成17年亀山市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第5（第12条関係） 東野公園体育館施設利用料金 [備考以外の部分 略] 備考 [1～6 略] <u>7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき2,860円を当該利用料金に加算した額とする。</u> <u>8</u> [略] <u>9</u> [略]	別表第5（第12条関係） 東野公園体育館施設利用料金 [備考以外の部分 略] 備考 [1～6 略] [備考7を加える。] <u>7</u> [略] <u>8</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。